

## 理科設備整備に関する良くある質問（Q & A）

### 【購入できる物品について】

Q 1 重点設備しか買えないのですか？（重点以外の設備や古い設備を取り替えることはできますか？）

Q 2 既存の理科設備を修理したり、メンテナンスしたりするために補助金を使うことはできますか？

Q 3 授業で用いるためのコンピュータを整備することはできますか？

Q 4 いわゆる「小額設備」は補助対象に含まないとのことですですが、定価は「小額設備」に該当しない設備が、入札により価格が下がり「小額設備」にあたる価格となった場合、補助対象となりますか？

Q 5 「取得価格」に消費税は含まれますか？

Q 6 「〇個セット」のように、同じ設備が複数まとめて販売されている場合、そのセットを「1組」とみなすことはできますか？

### 【補助事業の実施について】

Q 7 交付決定を受ける前に設備を購入することはできますか？

Q 8 この補助金による設備整備は、平成29年度中に完了させる必要があるのですか？

Q 9 顕微鏡を買い換えると思うのですが、今、ある顕微鏡は廃棄しないといけませんか？

Q 10 域内の全ての学校について設備整備の申請をしなければいけないですか。一部の学校に集中的に設備整備することは可能ですか？

## 【購入できる物品について】

Q 1 重点設備しか買えないのですか？（重点以外の設備や古い設備を取り替えることはできますか？）

A 1 重点設備の購入を中心に進めていただきたいと考えておりますが、重点以外の設備を購入することを妨げるものではありません。古い設備の代わりに、新たな設備を購入することも可能です。ただし、古い設備を廃棄する経費は補助対象外です。

Q 2 既存の理科設備を修理したり、メンテナンスしたりするために補助金を使うことはできますか？

A 2 当補助金では修理やメンテナンスは補助対象外です。補助対象となるのは新たに設備を整備するために必要な経費のみです。

Q 3 授業で用いるためのコンピュータを整備することはできますか？

A 3 当補助金では基本的にコンピュータ及びその周辺機器、電子黒板等の整備はできません。（コンピュータや電子黒板等の教育の情報化のための費用については、地方財政措置されておりますので、そちらをご活用ください。）

Q 4 いわゆる「小額設備」は補助対象に含まないことがありますですが、定価は「小額設備」に該当しない設備が、入札により価格が下がり「小額設備」にあたる価格となった場合、補助対象となりますか？

A 4 次に示す設備（いわゆる「小額設備」）は補助対象に含みません。

校種	取得価格
小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部	1組1万円未満
中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部	1組2万円未満
高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部	1組4万円未満

「取得価格」は定価等ではなく、実際に購入に要した経費となりますので、入札により価格が下がれば、その下がった価格が「取得価格」となります。し

たがって、入札の結果「小額設備」となった設備は、補助対象にはなりません。

**Q 5 「取得価格」に消費税は含まれますか？**

A 5 「取得価格」は、実際に購入に要した経費となりますので、消費税も含めた税込価格となります。

**Q 6 「○個セット」のように、同じ設備が複数まとまって販売されている場合、そのセットを「1組」とみなすことはできますか？**

A 6 個々に使用する設備が、単純に複数まとめてセットとして販売されているような場合は、そのセットを「1組」とみなすのではなく、各設備1個を「1組」とし、取得価格も1個あたりで割った価格としてください。例えば「電子てんびん4個セット」であれば、セット価格を4で割った価格を「1組」の価格としてください。なお、複数の物品がセットであることにより初めて実験・観察の目的が達成されるような場合は、そのセットを「1組」としてください。  
(例：アクアリウムセット)

**【補助事業の実施について】**

**Q 7 交付決定を受ける前に設備を購入することはできますか？**

A 7 設備を購入できるのは、交付決定以後です。購入（契約）が交付決定日以降となるようご留意ください。（内定を受けていても、交付決定前の契約分は補助対象外です。）

**Q 8 この補助金による設備整備は、平成29年度中に完了させる必要があるのですか？**

A 8 原則として、補助金の交付を受けた年度中に整備を行っていただく必要があります。事故や災害などの外的な理由により、平成29年度中の納品ができなかった場合には、各自治体において所要の手続きを経て繰越制度を活用することも考えられますが、財務省（局）への協議が必要となります。

**Q 9 顕微鏡を買い換えると思うのですが、今、ある顕微鏡は廃棄しないといけませんか？**

**A 9 交付要綱に定める基準数量を上回ることになったとしても、各種設備の総額が交付要綱に定める基準金額の範囲内であれば、今ある顕微鏡に加えて購入することができます（廃棄の必要はありません）。一方、総額が基準金額の範囲を超えてしまう場合には、補助対象になりません。古くて使用に耐えられないものは廃棄の手続きが必要です。各学校設置者が定める条例、規則に従って手続きをしてください（購入価格が50万円以上で、購入から一定年数経過していない設備の廃棄は、財産処分の制限がありますので、文部科学大臣の承認が必要です）。**

**Q 10 域内の全ての学校について設備整備の申請をしなければいけないので  
すか。一部の学校に集中的に設備整備することは可能ですか？**

**A 10 地域や学校の実状により学校ごとの整備額にメリハリをつけることは可能です。ただし、観察・実験活動の充実を図った現行学習指導要領の円滑な実施のために必要な設備については、各学校に整備していただくようご配慮ください。**